

平成 27 年度

平成 27 年度 吉野町緑地周辺整備事業土壤汚染地歴調査業務

土壤汚染地歴調査報告書

平成 27 年 11 月

株式会社環境工学

目 次

1. 調査業務の目的	1
2. 業務の名称	1
3. 調査業務の内容	1
4. 調査期間	1
5. 調査業務の場所及び面積	1
6. 調査機関	1
7. 調査内容及び方法	4
8. 調査結果	6
9. 総括	4 5
10. 添付資料	巻末
添付資料 1 : 指令調査機関の指定について	
添付資料 2 : 旧住宅地図及び航空写真	
添付資料 3 : 旧弘前市地図	
添付資料 4 : 登記事項証明書	
添付資料 5 : 参考文献一覧	
添付資料 6 : 地形・地質試料	
添付資料 7 : 地球化学図	
添付資料 8 : 周辺環境測定データ	
添付資料 9 : 参考資料	

1. 調査業務の目的

本調査は、吉野町において整備を計画している文化・交流拠点施設の建設予定地について、土壌汚染の可能性を把握することを目的とする。

2. 業務の名称

平成27年度 吉野町緑地周辺整備事業土壌汚染地歴調査業務

3. 調査業務の内容

土壌汚染地歴調査

4. 調査期間

平成27年9月30日～平成27年11月28日

5. 調査業務の場所及び面積

調査対象地を図1、図2に示す。

名 称：吉野町煉瓦倉庫敷地

住 所：弘前市大字吉野町2番1

敷地面積：5,313 m²

6. 調査機関

株式会社 環境工学

住 所：青森県弘前市大字城東中央3丁目4-17

TEL：0172-28-2161 FAX：0172-28-2171

計量証明事業登録（濃度）：青森県 第67号

土壌汚染対策法指定調査機関：環2013-2-1

（添付資料1 指定調査機関の指定について 参照）

技術管理者：乗田聖子（技術管理者番号：0000477号）

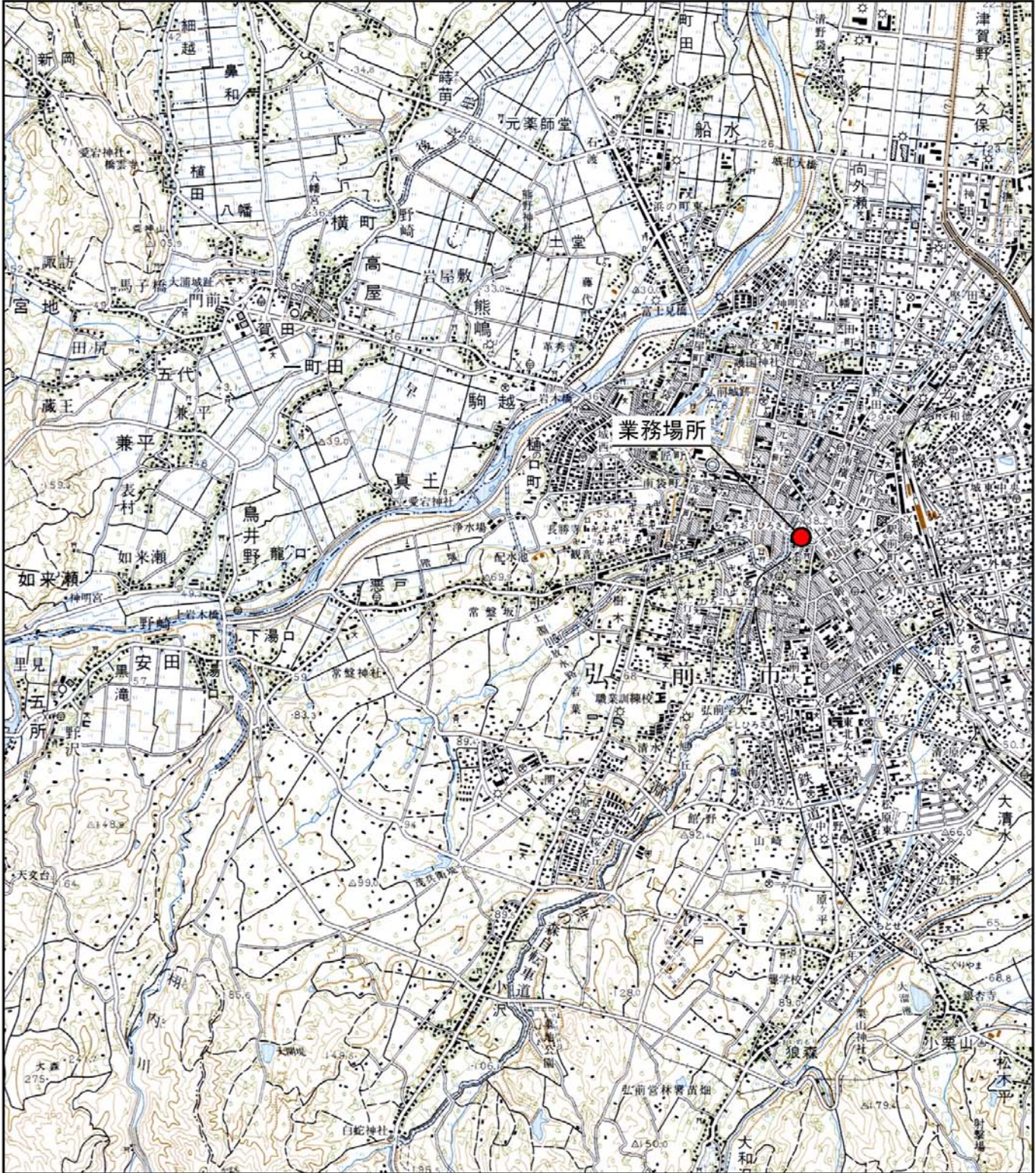
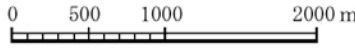


図1 業務場所位置図



1:50,000



図2 案内図



7. 調査内容及び方法

7. 1 既存資料等調査

- (1) 旧住宅地図、旧地形図及び航空写真などの判読による対象地の履歴情報確認調査を実施する。
- (2) 不動産登記簿（閉鎖登記簿）による対象地の履歴情報確認調査を実施する。

7. 2 公開情報調査

- (1) 表層地質図等による地質・地下水流向の判読を行う。
- (2) 自治体による周辺環境測定データの判読を行う。
- (3) 水質汚濁防止法（昭和 47 年 10 月 1 日施行）及び下水道法（昭和 34 年 4 月 23 日施行）に基づく届出特定事業場該当の有無を確認する。
- (4) 土壌汚染対策法（平成 22 年 4 月 1 日改正）に定められる土壌調査の該当の有無を確認する。
- (5) 土壌調査を義務付ける条例等の有無を確認する。

7. 3 現地調査

- (1) 対象地の踏査を実施する。

7. 4 ヒアリング・受領資料調査

- (1) 対象地に立地する事業所に関するヒアリング及び受領資料の精査を行う。

7. 5 私的資料調査

- (1) 対象地に立地した事業所に関する私的資料（社史等）の精査を行う。

なお、原則的に本報告書の評価において、有害物質を使用・保管している可能性がある業種は表 1 に挙げるものとし、また、有害物質とは土壌汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日施行）で指定されている 25 物質（表 2 参照）とする。

表1 有害物質を使用・保管しうる業種

番号	業 種	番号	業 種
1	金属・石炭・亜鉛鋅業	17	金属製品製造業
2	総合工事・設備工事業	18	金属処理業
3	食品製造業	19	機械器具製造業（一般・電気・輸送・精密）
4	塗装業	20	その他の製造業
5	繊維工業（衣服・その他繊維製品を除く）	21	電気業
6	木材・木製品製造業（家具を除く）	22	ガス業
7	パルプ・紙・紙加工製造業（製紙・紡績業）	23	鉄道業
8	出版・印刷・同関連産業	24	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
9	化学工業	25	洗濯・理容・浴場業
10	石油製品・石炭製品製造業	26	ガソリンスタンド
11	プラスチック製品製造業	27	自動車整備業
12	ゴム製品製造業	28	廃棄物処理業
13	なめし革・同製品・毛皮製造業	29	医療業
14	窯業・土石製品製造業	30	保健衛生
15	鉄鋼業	31	学術研究機関
16	非鉄金属製造業	32	その他

表2 土壌汚染対策法に定める特定有害物質

分類	特定有害物質の種類
第1種特定有害物質 （揮発性有害物質）	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、 テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、ベンゼン
第2種特定有害物質 （重金属類）	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、 ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
第3種特定有害物質 （農薬等：農薬+PCB）	シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、 有機りん化合物

8. 調査結果

8. 1 既存資料等調査

8. 1. 1 図面による土地変遷確認調査

(1) 対象地及び近隣の旧住宅地図及び航空写真を確認した結果を表3に示した。

(添付資料2「旧住宅地図及び航空写真」参照)

表3 旧住宅地図及び航空写真による土地変遷確認調査結果

年代 (西暦)	対象地 土地利用状況	対象地周辺 土地利用状況	根拠資料 (添付参照)
1935年 (S10年)	福島醸造株式会社	小野病院、割烹中三、住宅、土淵川	住宅地図1
1948年 (S23年)	日本果実酒株式会社	同上	航空写真1
1963年 (S38年)	ニッカウキスキーK.K 弘前工場、朝日シールドルK.K 弘前工場	小野病院、小野秀芳園、割烹中三、住宅、弘南鉄道大鰐線	住宅地図2
1975年 (S50年)	吉井酒造株式会社	同上	航空写真2
1978年 (S53年)	青森県経済連 吉井倉庫	小野病院、小野秀芳園、割烹中三、駐車場、住宅、弘南鉄道大鰐線	住宅地図3
1983年 (S58年)	政府米指定倉庫	弘前中央病院、割烹中三、車庫、住宅、日本電信電話公社用地	住宅地図4
1987年 (S62年)	政府米指定倉庫、住宅	弘前中央病院、割烹中三、車庫、住宅、駐車場	住宅地図5
1988年 (S63年)	同上	同上	航空写真3
1993年 (H5年)	経済連弘前倉庫、住宅	同上	住宅地図6
1997年 (H9年)	同上	弘前中央病院、割烹中三、車庫、住宅、空き地	住宅地図7
2002年 (H14年)	倉庫、住宅	弘前中央病院、割烹中三、車庫、住宅、弘前公園緑地課管理地	住宅地図8
2007年 (H19年)	同上	弘前中央病院、割烹中三、駐車場、住宅、土淵川吉野町緑地	住宅地図9
2011年 (H23年)	倉庫	同上	航空写真4
2014年 (H26年)	同上	弘前中央病院、みどり保育園、住宅、土淵川吉野町緑地	住宅地図10

(2) 対象地及び近隣を含む弘前市の旧地図を確認した結果を表4に示した。

(添付資料3「旧弘前市地図」参照)

表4 弘前市の旧地図

No.	名称	発行年月日	発行者	出典
1	弘前市地図	T4. 10. 10	青森県 弘前市役所	添付資料5：参考文献一覧 (8) 津軽ひろさき・おべさ ま年表
2	青森県弘前市 俯瞰地図	T. 5. 9. 28	弘前市俯瞰 地図発行所	添付資料5：参考文献一覧 (8) 津軽ひろさき・おべさ ま年表
3	弘前市パノラマ地図	T12. 4. 1	東京図鑑社	弘前市立弘前図書館蔵

No.1のT4年地図によると、対象地は「電燈会社」となっていた。次いでNo.2のT5年地図によると、対象地は「酒造業福嶋籐助」となり、3本の煙突と数棟の工場、倉庫および住宅と思われる2階建ての建物等が描かれている。また、電燈会社は本町に移転している。さらにNo.3のT12年地図によると、「福嶋醸造株式会社」となり、西側に建物も2棟増え、一部の外壁が煉瓦造りのように描かれているのが確認された。

8. 1. 2 土地登記簿による土地変遷確認調査

対象地における土地及び建物について登記簿を確認した結果を表5に示した。

(添付資料4「登記事項証明書」参照)

表5. 1. 1 土地登記事項証明書による土地変遷確認調査

2番1の土地

所在	①地番	②地目	③地積 (㎡)	移転年月日/原因	登記名義人の変遷
弘前市大字 富田字吉田野	8番ノ 2	原野	㊦25	T元年/無届開墾成功	楠美冬次郎
				T2. 3. 17/所有権移転	福島藤助
			㊦45	T2/修正	
		宅地	㊦1743. 80	T2. 7/9番3、9番9、10番1と合併	
			㊦3701. 73	T8. 3. 26/8番1、9番1、9番4、9番5、9番8、10番2と合併	
				T14. 7. 28/所有権移転	福島兵助
				T14. 7. 28/同日売買による所有権移転	福島醸造株式会社
				S20. 1. 24/ S19. 11. 30 商号変更	日本果実酒株式会社
				S29. 7. 23/ S24. 6. 30 商号変更	日本酒造工業株式会社
			㊦3574. 37	S29. 9. 29/8番の2、8番の6に分筆	
弘前市大字 吉野町	2番1	宅地		S31. 4. 10/行政区画の変更による所在地番変更	
				S34. 10. 6/S31. 12. 1 本店移転	
			㊦2738. 78	S35. 2. 16/2番の1、2番の7に分筆	
			9, 053. 80	平方メートルに書替	
				S44. 2. 13/ S42. 1. 18 商号変更	吉井酒造株式会社
			5, 656. 40	S50. 5. 16/2番1、2番8に分筆	
			5, 313. 07	H25. 2. 22/ ③錯誤、地図作成	
				S27. 7. 24/S27. 7. 3 売買による所有権移転	弘前市

表 5. 1. 2 土地登記事項証明書による土地変遷確認調査

分筆した 8 番 6 (後の 2 番 5) の土地

所在	①地番	②地目	③地積 (㎡)	移転年月日/原因	登記名義人の変遷
弘前市大字富田字吉田野	8 番 6	雑種地	419	S29. 9. 29/分筆	日本酒造工業株式会社
				S29. 10. 8/S28. 3. 1 売買による所有権移転	弘前電気鉄道株式会社
	2 番 5			S45. 12. 2/S45. 10. 1 売買による所有権移転	弘南鉄道株式会社
				H25. 2. 22/1 番 4 に合筆 地図作成、同日閉鎖	

表 5. 1. 3 土地登記事項証明書による土地変遷確認調査

分筆した 2 番 7 の土地

所在	①地番	②地目	③地積 (㎡)	移転年月日/原因	登記名義人の変遷
弘前市大字吉野町	2 番 7	宅地	㊦835. 59	S35. 2. 16/分筆	日本酒造工業株式会社
				S44. 2. 13/ S42. 1. 18 商号変更	吉井酒造株式会社
				S50. 6. 27/S50. 6. 26 売買による所有権移転	日本電信電話公社
				S61. 1. 8/S60. 4. 1 出資による所有権移転	日本電信電話株式会社
			2762. 28	S62. 8. 29/平方メートルに書替	
				H1. 9. 25/H1. 9. 7 交換による所有権移転	弘前市土地開発公社
				H16. 12. 22/H16. 12. 22 売買による所有権移転	弘前市
		公園	6226	H25. 2. 22/ ②年月日不詳地目変更 ③錯誤、2 番 8、8 番、10 番を合筆、地図作成	
				H25. 2. 22/合筆による 所有権登記	弘前市

表5. 2. 1 建物登記事項証明書による変遷確認調査

2番1の土地の建物（吉井酒造倉庫）

所在	家屋 番号	①種類	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその日 付 [登記の日付]	所有者
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番	事務所	木造亜鉛メッ キ鋼板葺 2階建	1階 36.00坪 2階 36.00坪	所有権保存 [T14. 9. 1]	福嶋醸 造株式 会社
					S19. 11. 30/商号 変更 [S20. 1. 24]	日本果 実酒株 式会社
					S24. 6. 30/商号変 更, S31. 12. 1/本 店移転 [S34. 10. 6]	日本酒 造工業 株式会 社
弘前市大字 吉野町 2番地1					S31. 4. 10/行政区 画の変更による 所在地番変更	
					S42. 1. 28/ 商号変更 [S44. 2. 13]	吉井酒 造株式 会社
				1階 119.00 2階 119.00	S50. 3. 20/平方メ ートルに書換、取毀 [S50. 7. 24]	
		倉庫	煉瓦造亜鉛メ ッキ鋼板葺 2階建	1階 2256.07 2階 1677.86	S50. 3. 20/ ①、②、③変更、 一部取毀、附属 建物合棟、主た る建物に変更 [S50. 7. 24]	
	2番1の1				H4. 7. 16 変更	
					所有権登記 [H18. 10. 12]	吉井酒 造株式 会社
					H27. 7. 3/売買に よる所有権移転 [H27. 7. 24]	弘前市

2番1の土地の建物のつづき その1

所在	家屋 番号	①種類	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその 日付 [登記の日付]	所有者
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物1	休憩室	木造 亜鉛メッキ鋼 板葺2階建	1階37.00坪 2階21.00坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				1階122.31 2階69.42	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物2	物置	木造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	17.50坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				57.85	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物3	倉庫	土蔵造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	40.00坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				132.23	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物4	倉庫	煉瓦造2階建	2階44.00坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				2階145.45	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物5	倉庫	土蔵造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	50.00坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				165.28	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社

2番1の土地の建物のつづき その2

所在	家屋 番号	①種類	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその日 付 [登記の日付]	所有者
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物6	倉庫	土蔵造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	30.00坪	売買による移転 [T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				99.17	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物7	倉庫	煉瓦造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	57.50坪	売買による移転 [T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				190.08	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物8	倉庫	煉瓦造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	80.00坪	売買による移転 [T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				264.46	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物9	倉庫	煉瓦造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	32.00坪	売買による移転 [T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				105.78	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 附属建物 10	工場	木造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	40.00坪	売買による移転 [T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				132.23	S50.3.20/平方メ ートルに書換	吉井酒 造株式 会社
		倉庫	煉瓦造 亜鉛メッキ鋼 板葺2階建	1階 2256.07 2階 1677.86	S50.3.20/①、 ②、③変更、一 部取毀、附属建 物合棟、主たる 建物に変更 [S50.7.24]	

2番1の土地の建物のつづき その3

所在	家屋 番号	①種類	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその 日付 [登記の日付]	所有者
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 11	倉庫	土蔵造 亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	80.00坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				264.46	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、附属建物 符号10に合棟 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 12	工場	煉瓦造 亜鉛メッキ 鋼板葺 2階建	1階 162.00坪 2階 162.00坪	所有権保存 [T13.3.5]	福嶋醸 造株式 会社
				1階 535.53 2階 535.53	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、附属建物 符号10に合棟 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 13	工場	煉瓦造 亜鉛メッキ 鋼板葺 2階建	1階 300.00坪 2階 300.00坪	所有権保存 [T13.3.5]	福嶋醸 造株式 会社
				1階 991.73 2階 991.73	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、附属建物 符号10に合棟 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 14	廊下	木造 亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	168.00坪	所有権保存 [T13.3.5]	福嶋醸 造株式 会社
				555.37	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、附属建物 符号10に合棟 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社

2番1の土地の建物のつづき その4

所在	家屋 番号	①種類	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその 日付 [登記の日付]	所有者
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 15	物置	木造 亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	38.00坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				125.61	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 16	物置	木造 亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	40.00坪	売買による移 転[T14.7.28]	福嶋醸 造株式 会社
				132.23	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 17	寄宿舍	木造 亜鉛メッキ 鋼板葺 2階建	1階24.50坪 2階17.50坪	所有権保存 [S6.11.4]	福嶋醸 造株式 会社
				1階80.99 2階57.85	S50.3.20/ 平方メートルに書 換	吉井酒 造株式 会社
		居宅		1階87.97 2階89.78	①S50.3.20変 更、③錯誤、	
弘前市大字 吉野町 2番地1	2番1の1 付 属 建 物 17				H20.6.9/取毀 [H27.8.4]	

2番1の土地の建物のつづき その5

所在	家屋 番号	①種類	②構造	③床面積 (㎡)	原因及びその 日付 [登記の日付]	所有者
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 18	物置	木造 亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	40.00 坪	所有権保存 [S6.11.4]	福嶋醸 造株式 会社
				132.23	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 19	物置	木造 亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	37.50 坪	所有権保存 [S6.12.16]	福嶋醸 造株式 会社
				123.96	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社
弘前市大字 富田字吉田 野8番地2	6番 付 属 建 物 20	物置	木造 亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	16.50 坪	所有権保存 [S6.12.16]	福嶋醸 造株式 会社
				54.54	S50.3.20/ 平方メートルに書 換、取毀 [S50.7.24]	吉井酒 造株式 会社

表5. 2. 2 建物登記事項証明書による変遷確認調査

その他2番1の土地の建物（住宅）

所在	家屋 番号	種類	構造	床面積 (㎡)	原因及びそ の日付	所有者
弘前市大字 富田字吉田 野8番地3			木造 桁葺2階建	1階17.5坪 2階13.5坪	所有権保存 [T2.8.28]	濱舘重 吉
					S8.4.10家督 相続による 所有権移転 [S8.8.23]	濱舘健 吉
	9番	居宅	木造 亜鉛メッキ鋼 板葺2階建	1階24.6坪 2階13.5坪	更正 [S24.6.10]	
弘前市大字 吉野町 2番地1	7番				所在地及び 家屋番号変 更 [S31.5.21]	
	2番1の2				H4.7.16変更	
				1階81.32 2階44.62	平方メー トルに書換	
	附属建物	物置	木造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	2坪	更正 [S24.6.10]	
				6.61	平方メー トルに書換	

この居宅及び物置は、登記上2番の1の土地の建物となっているが、旧住宅地図等から2番2の土地に立地していたと考えられる。年月日不詳で既に取り壊され、現存しない。

8. 1. 3 その他一般公開資料

(1) 電燈会社について

図面による土地変遷確認調査により、対象地に従前は電燈会社があったことから、対象地における電燈会社の変遷について参考文献をもとに表6の略年表にまとめた。

(添付資料5：参考文献一覧(1)、(2)、(3)を参照)

表6 対象地における弘前電燈会社の変遷

年代(西暦)	月日	関連記事
M13年(1880年)		楠美冬次郎が当地富田村124番地に移り、1町3反の敷地でりんご園(不換園)を経営。
M30年(1897年)	4.25	電燈会社設立認可、楠美冬次郎が宅地の一部を譲渡する。
M34年(1901年)	1.26	弘前電燈株式会社設立総会開催。計画概要は以下の通り。 会社名称：弘前電燈株式会社、事業目的：電燈の供給及び電気機器販売、発電所：中津軽郡清水村大字富田124番戸、火力発電機：75キロワット受相変圧交流1台
	6.10	逓信大臣の使用認可、同日から営業運転。
M39年(1906年)		板留水力発電所の開発計画。
M40年(1907年)	6.11	板留水力発電所起工式。
M41年(1908年)	9.3	板留水力発電所竣工、出力250キロワット。
	9.21	板留水力発電所運転開始。水力発電に切替える。
	10.18	水力発電所落成式、弘前電燈株式会社本社玄関に「祝落成式」の電球による大看板を掲げ、火力発電所の大煙突には3本の電線を張って無数のイルミネーション電球を点滅させた。
T5年(1916年)	5.15	創業以来15年間、富田124番地で営業関係一切の執務を行っていたが、本町1番地に本社を移転。

上記より、富田124番地(現吉野町2番1を含む)の敷地に少なくともM41年10月までは火力発電所が、またT5年5月までは弘前電燈会社の本社が立地していたと考えられる。

8. 1. 4 土地の変遷及び建物の変遷

(1) 対象地の土地の変遷

8. 1. 1、8. 1. 2、8. 1. 3及び参考文献より土地の変遷を表7の略年表にまとめた。

(添付資料5：参考文献一覧(4)、(5)、(6)、(7)を参照)

表7 対象地(吉野町2番1)の土地の変遷

年代(西暦)	月日	関連記事
M13年(1880年)		楠美冬次郎が当地富田村124番地に移り、1町3反の敷地でりんご園(不換園)を経営。
M30年(1897年)	4.25	電燈会社設立認可、楠美冬次郎が宅地の一部を譲渡する。
M34年(1901年)	6.10	弘前電燈株式会社に逓信大臣の使用認可、同日から営業運転
M40年(1907年)	春	弘前電燈株式会社は水力発電に切替えることになり、この場所から本町に会社を移した(ただし、本社が移転したのはT5年5月である)ので、福嶋藤助が跡地を譲受け、倉庫の移築からはじめ、茂森からの移転に着手した。
	9月	福嶋酒造会社と名称改め、茂森から移転した。
T2年(1913年)	3.17	楠美冬次郎より45坪の原野が福嶋藤助の所有となる。
	7.9	合筆により宅地1743.80坪が福嶋藤助の所有となる。
T4年(1915年)	4.3	楠美冬次郎は桔梗野3号園に引越した。
T8年(1919年)	3.26	合筆により福嶋藤助の所有の宅地は3701.73坪となる。
T11年(1922年)	11.11	福嶋醸造株式会社設立。
T14年(1925年)	7.28	福嶋藤助の死去により福嶋兵助に所有権が移転し、同日売買により福嶋醸造株式会社の所有となった。
S3年(1928年)		中津軽郡清水村大字富田は弘前市に合併となり、弘前市大字富田字吉田野8番2となった。
S19年(1944年)		吉井勇が福嶋醸造を入手。
S20年(1945年)	1.24	日本果実酒株式会社に商号変更。
S24年(1949年)	6.30	日本酒造工業株式会社に商号変更。
S28年(1953年)		吉井勇が2ヶ月間ヨーロッパ視察。
S29年(1954年)	6.25	アサヒビールの後援により、当地で朝日シードル株式会社弘前工場創業。
	9.29	8番2と8番6に分筆となる。

表7 対象地（吉野町2番1）の土地の変遷その2

年代（西暦）	月日	関連記事
S31年（1956年）	4.10	所在地番変更により弘前市大字吉野町2番1となる。
	12.1	本店が駅前町一丁目6番6に移転。
S35年（1960年）	2.16	2番1と2番7に分筆となる。
		ニッカウキスキーがシールドル事業を引き継ぎ、吉野町の工場を借り受けてニッカウキスキー弘前工場として操業開始。秋から東北地方面向けのウキスキーの製造を始めた。
S40年（1965年）		ニッカウキスキーが栄町に新工場を建設して移転した。
S42年（1967年）	1.28	吉井酒造株式会社に商号変更。
S50年（1975年）	5.16	2番1と2番8に分筆となる。
	7.24	現存する煉瓦倉庫及び居宅（H20年に取壊し）を除いて取壊された。
S53年（1978年）～ H9年（1997年）	9月 3月	工場はその後、経済連の倉庫（政府米保管）に使用された。
H27年（2015年）	7.24	売買により弘前市の所有となって現在に至る。

(2) 対象地の建物の変遷

土地の変遷と同様の参考文献等から、対象地（吉野町2番1）の土地の建物の変遷を表8の略年表にまとめた。

表8 対象地（吉野町2番1）の土地の建物の変遷

年代（西暦）	月日	関連記事
M13年(1880年)		楠美冬次郎が当地富田村124番地に移り、1町3反の敷地でりんご園（不換園）を経営。りんご園の一角に屋敷があり、広い庭園が設けられ、大きな池が3つあり、花菖蒲園が造られていた。
M34年(1901年)	1.26	弘前電燈株式会社設立。（楠美冬次郎の宅地の一部に立地）
	6.10	弘前電燈株式会社に通信大臣の使用認可、同日から営業運転。本社社屋と火力発電所が立地していた。（添付資料9：参考資料（1）写真参照）
M40年(1907年)	春	弘前電燈株式会社は水力発電に切替えることになり、この場所から本町に会社を移した（ただし、本社が移転したのはT5年5月である）ので、福嶋藤助が跡地を譲受け、倉庫3棟を移築。
	9月	福嶋酒造会社と名称を改め、茂森から移転した。
M45年(1912年)		敷地の一部に自宅を建てる。
T2年(1913年)		工場等、施設の拡充が計られ、工場増設完成。アンモニア製氷機、蒸気機関、精米機、細菌学研究設備が施され、また冷却装置が設けられて清酒の四季醸造が可能となる。
T5年(1916年)		現存する1号倉庫及び1号倉庫前室等が確認される。
T11年(1922年)	11.11	福嶋醸造株式会社設立。自宅を住吉町へ移転。
T12年(1923年)		倉庫群西側へ下屋増築。他、敷地西南角に建造物。現存する1号倉庫及び1号倉庫前室は煉瓦張りである。
T13年(1924年)	3.5	工場1棟（1階162坪、2階162坪の現存2号倉庫）及び他2棟（この内1棟は現存3号倉庫と思われる。）が登記される。附属建物12、13、14に相当。
T14年(1925年)	7.28	売買により、倉庫等13棟は福嶋醸造株式会社所有となる。附属建物1～11、15、16に相当。この内、現存する1号倉庫は附属建物11に、1号倉庫前室は附属建物10に相当。
	9.1	福嶋醸造株式会社が主な建物として2階建の事務所を登記。
S6年(1931年)	11.4	寄宿舍1棟、物置1棟を登記。附属建物17、18に相当
	12.16	物置1棟他1棟の建物を登記。附属建物19、20に相当
S20年(1945年)	1.24	日本果実酒株式会社に商号変更。

表 8 対象地（吉野町 2 番 1）の土地の建物の変遷その 2

年代（西暦）	月日	関連記事
S24 年（1949 年）	6. 30	日本酒造工業株式会社に商号変更。
S28 年（1953 年）		吉井勇が 2 ヶ月間ヨーロッパ視察。
S29 年（1954 年）	6. 25	アサヒビールの後援により、当地で朝日シードル株式会社弘前工場創業。 170 石入り大型貯蔵タンク 98 基、スウェーデン製遠心分離機 2 台を新たに購入。米国から輸入した瓶詰め機、濃縮機などの製造設備が備えられていた。
S31 年（1956 年）	12. 1	本店が駅前町一丁目 6 番 6 に移転。
S35 年（1960 年）		ニッカウキスキーがシードル事業を引き継ぎ、吉野町の工場を借り受けてニッカウキスキー弘前工場として操業開始。 秋から東北地方面向けのウキスキーの製造を始めた。
S40 年（1965 年）		ニッカウキスキーが栄町に新工場を建設して移転した。
S42 年（1967 年）	1. 28	吉井酒造株式会社に商号変更。
S50 年（1975 年）	7. 24	建物は事務所 1 棟及び附属建物 20 棟となっていたが、附属建物 10～14 を一部取壊して合棟し（現存する煉瓦倉庫）、主たる建物に変更した。この建物と附属建物 17 の寄宿舍を除いて、他の建物を取壊した。寄宿舍はこのとき、居宅に変更になっている。
S53 年（1978 年）～ H9 年（1997 年）	9 月 3 月	経済連の倉庫（政府米倉庫）に使用された。
H4 年（1992 年）	7. 16	家屋番号 2 番 1 の 1 に変更。
H17 年（2005 年）～ H19 年（2007 年）		この吉野町煉瓦倉庫で弘前市出身の美術家・奈良美智の展覧会が計 3 回開催された。
H20 年（2008 年）	6. 9	附属建物 17 の居宅は取壊された。
H27 年（2015 年）	7. 24	売買により弘前市の所有となって現在に至る。

以上から、対象地（2番1）に立地している、または立地していた建物は、以下のよう
に考えられる。

「現在」

1号倉庫及び1号倉庫前室、2号倉庫、3号倉庫、2号倉庫北側の下屋及び廊下（1）
が連なった建物。現存建物を図3に示した。

「過去」

- ・H20年に取壊された附属建物17の居宅
以前は寄宿舎であった。
- ・福嶋藤助の自宅
M45年に建てられ、T11年に移転したが、旧弘前市の地図等から上記の附属建物17
のあたりに立地していたものと考えられる。
- ・S50年の公図で確認された廊下（2）
年月日不詳で取壊されている。
- ・附属建物7及び附属建物14の一部
S50年に取壊された旧建物の内、附属建物7（57.5坪の煉瓦造り倉庫、冷蔵庫と思
われる）と附属建物14（168坪の廊下）の一部が2番1の土地の範囲に立地して
いたと考えられる。1号倉庫周辺の旧建物の図面を図4に示した。
- ・「りんご園」、「弘前電燈会社の本社、火力発電所」
大正年代以前には「りんご園」、「弘前電燈会社の本社、火力発電所」が対象地の
土地の範囲に立地していた可能性もあるが、場所の詳細は不明である。

対象地において有害物質の取り扱いが懸念される事業所として、弘前電燈会社（火力
発電所の設置）による土地の利用が考えられる。火力発電所において石炭を燃料として
使用した場合、石炭灰が発生する。石炭灰は微量であるが、重金属類（六価クロム、ひ
素等）等を含有するため、石炭灰が埋められた場合には土壤汚染のおそれがある。

ただし、火力発電所が立地していた場所については、当時の写真が確認されるものの
詳細な場所は不明である。また、石炭灰の埋立てに関する資料も確認されなかったこと
から、有害物質の取り扱いが懸念される事業所としては取り扱わない。

これは、土壤汚染対策法において、履歴調査により特定有害物質を含む個体、液体を
埋立て等、使用等又は貯蔵等したことが判明した場合には調査対象物質とするが、埋立
て等（土壤汚染のおそれの基準（規則第26条））に該当するかどうか不明な場合には対
象物質としなくてよいとされており、不明なものの確認までは求められていないこと
による。（法第4条第2項の土壤汚染のおそれの基準（規則第26条）、添付資料9：参考資
料（2）参照）

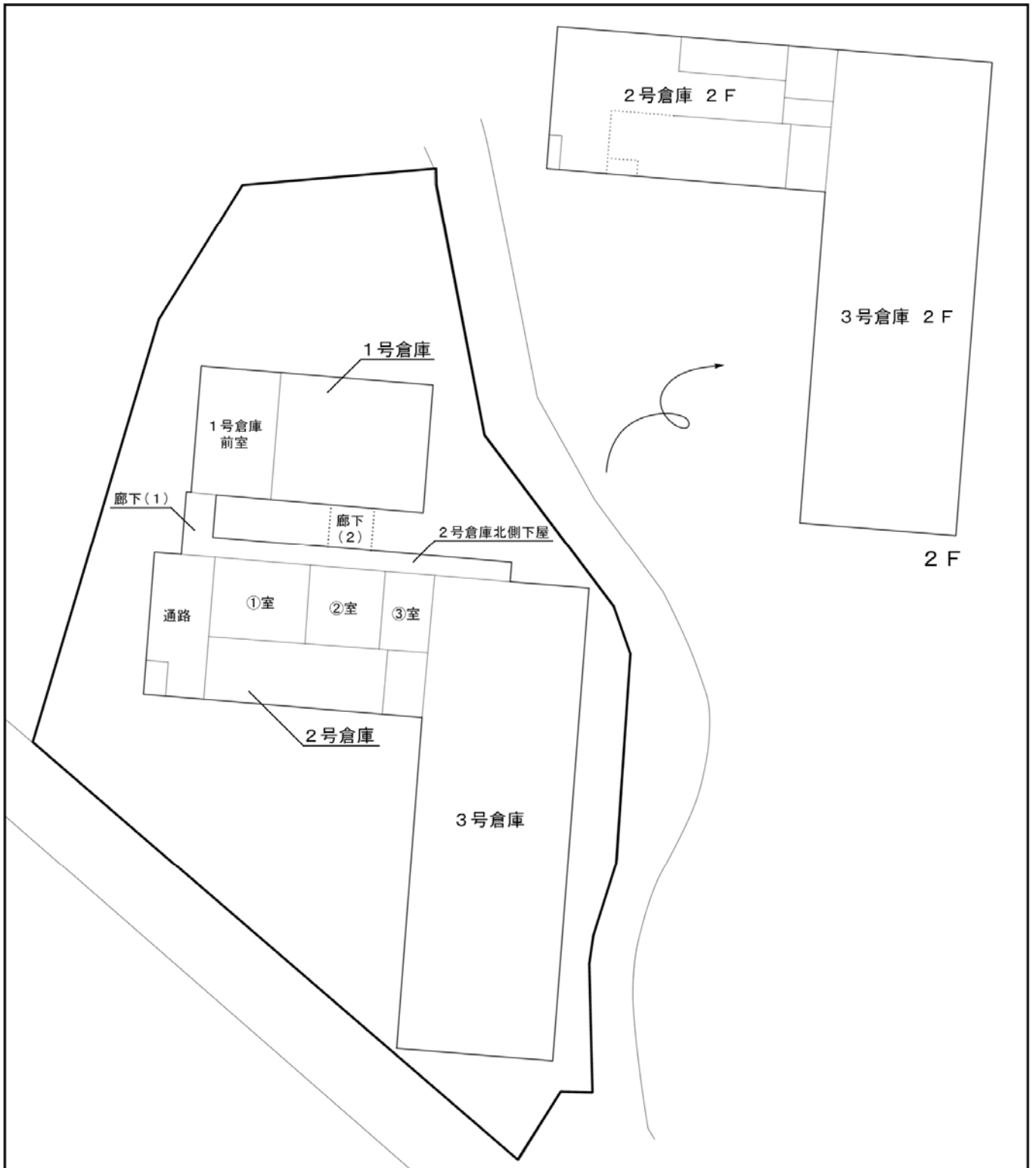
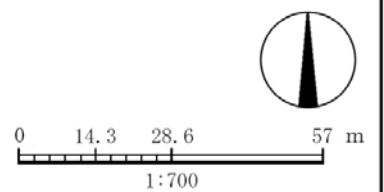


図3 現存建物図

□ : 業務対象範囲



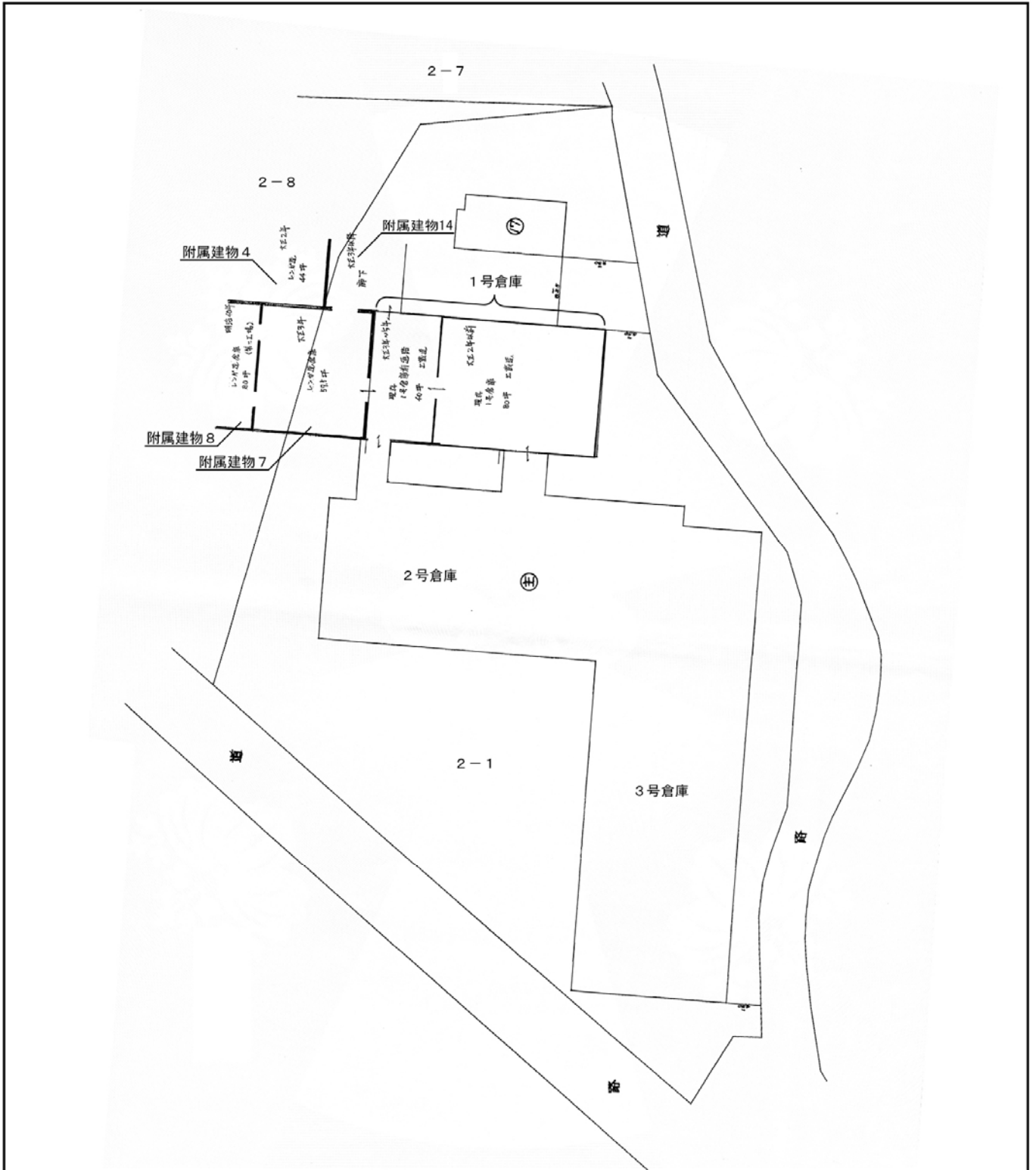
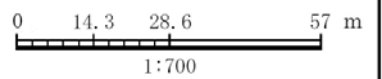


図4 1号倉庫周辺の旧建物図



※公図と「吉野町煉瓦倉庫調査報告書」の図1を重ね合わせた。

(3) 対象地周辺の変遷

対象地の周辺の内、北側及び西側は明治、大正期には対象地と合わせて利用されており、当初はりんご園や弘前電燈会社の本社、火力発電所が立地していたが、明治後期には福嶋醸造株式会社となっていた。S30年代に朝日シードル弘前工場、ニッカウキスキー弘前工場となり、次いでS40年代には吉井酒造株式会社となった。その後、S50年に建物が一部取壊わされ、対象地周辺に建物は無くなった。S29年に分筆された2番5の土地は弘南鉄道の所有となり、H25年に1番4に合筆となっている。また、S35年に2番7に分筆された土地は、S50年から日本電信電話公社の用地で、後に日本電信電話株式会社の所有となって駐車場として利用されていたが、H元年に弘前市土地開発公社の所有となり、H16年には弘前市が取得して吉野町緑地公園となって現在に至っている。

東側は、道路を挟んで従前から住宅地である。

南側はS10年には道路を挟んで小野病院が確認され、その後弘前中央病院となっているが、現在も病院が確認される。

対象地の周辺において有害物質の取り扱いの可能性のある事業所として、一般財団法人医療と育成のための研究所清明会（弘前中央病院）による土地の所有が確認される。ただし、従前から対象地とは道路を隔てて区分されており、周辺からの土壌汚染の可能性は非常に低いものと判断される。

8. 2 公開情報調査

8. 2. 1 地形・地質（添付資料6「地形・地質資料」参照）

地形分類図によると、対象地は目屋丘陵（Ⅱa）と岩木川谷底平野などの低地との間に分布する弘前台地に立地し、紙漉沢-高野の岩木川河谷狭隘部によって分けられる東部の台地にあたる。さらにGtⅠ（上位）、GtⅡ（中位）、GtⅢ（下位）に細分され、GtⅠ（上位）に位置する。GtⅠ面は弘前市市街地南方の笹森山（106.3m）付近を模式地とし、高度は約90～140mの地形面である。相内川、土淵川、大和沢川などの本支流によってかなり開析されてはいるが、西部に比べるとその分布面積ははるかに広い。構成物質は、笹森山付近の露頭では、厚さ約7mの火山灰におおわれた厚さ3m+のシルト、砂、礫であった。

また、表層地質図によると、調査地の地質は、礫がち堆積物で、沖積平野の殆ど大部分には礫がち堆積物が発達している。岩木川の流路および弘前市周辺の沖積平野部には厚い礫が堆積しており弘前市北部の岩木川沿岸部では約25m、さらに北部の撫牛子付近では約35mの厚さとなっている。

対象地における地質柱状図は確認されなかった。

また、対象地域の地下水位等に関する資料は確認されなかったため、詳細は不明であるが、その流向は河川に沿って概ね南西から北東方向と考えられる。

（参考資料：土地分類基本調査 弘前 5万分の1 国土調査 青森県 1973）

8. 2. 2 自然由来の重金属濃度（添付資料7「地球化学図」参照）

独立行政法人産業技術総合研究所が提供している「地球化学図」では、日本全土にわたって有害物質を含む53個の元素の濃度の分布傾向を示している。土壤汚染に係る第二種特定有害物質としてカドミウム、クロム、水銀、鉛、砒素（セレン、ふっ素、ほう素のデータは記載なし）が含まれている。弘前市の市街地の範囲において、これらの金属が高濃度で分布する地域はみられないことから、自然由来の土壤汚染の可能性は低いと考えられる。

8. 2. 3 地下水・ダイオキシン類調査（添付資料8「周辺環境測定データ」参照）

青森県が実施した地下水調査、並びにダイオキシン類調査の結果を確認した。

平成25年度の地下水の水質測定については、弘前市において、概況調査は悪戸において行われ、すべての項目が環境基準を下回った。汚染井戸調査は行われなかった。また、継続監視調査として、土手町において行われ、テトラクロロエチレンが検出されたが環境基準を下回った。また、大久保及び神田地区の2本の井戸で砒素が検出されたが、環境基準を下回った。一方、ふっ素は、賀田及び神田地区の2本の井戸で検出され、神田地区で環境基準を超過した。

（参考資料：平成25年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 青森県）

また、青森県では弘前市内の大気、公共用水域（水質、底質）、地下水について、ダイオキシン類による汚染の状況を調査しているが、平成 25 年度の調査の結果、いずれの対象も環境基準を超過した地点は確認されなかった。

（参考資料：環境白書 平成 26 年版 青森県）

8. 2. 4 水質汚濁防止法及び下水道法に基づく届出特定事業場の該当の有無

水質汚濁防止法（昭和 47 年 10 月 1 日施行）及び下水道法（昭和 34 年 4 月 23 日施行）において、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質や、生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水等を河川や下水道に排出する施設を有する場合には、特定事業場として届け出るよう定められている。

対象地に立地する吉井町煉瓦倉庫では水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設は確認されなかった。（弘前市上下水道課に確認）

8. 2. 5 土壌汚染対策法の調査要件の該当の有無

土壌汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日施行、一部改正平成 22 年 4 月 1 日施行）では、以下の場合に土壌調査の義務づけの発生または命令の発出対象となる。

- ・「第 3 条 調査義務」：水質汚濁防止法並びに下水道法に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時
- ・「第 4 条 調査命令」：一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染の恐れがあると都道府県知事が認めるとき
- ・「第 5 条 調査命令」：土壌汚染により人の健康被害が生ずる恐れがあると都道府県知事が認めるとき

対象地には水質汚濁防止法及び下水道法に基づく有害物質使用特定施設の設置はないので、第 3 条の調査義務は発生しない。

また、対象地の面積は 5,313 m²であり、対象地内において 3,000 m²を超える土地改変（切土、盛土等）を行う場合には、第 4 条に基づく届出が必要となる。

なお、届出により土壌汚染の恐れがあると都道府県知事が認めた場合には、土壌調査が必要となる。

土壌汚染対策法では、汚染が確認された場合、健康被害の恐れがあり、対策を要する「要措置区域」と、健康被害が生じるおそれがなく、早急な対策は不要で土地の形質変更時に届出する必要のある「形質変更時要届出区域」に分けて指定される。また、形質変更時要届出区域のうち、自然由来による土壌汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、通常形質変更時要届出区域と区別して、自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域として指定される。

環境省のホームページによると、平成 27 年 11 月 5 日の時点では、対象地及び周辺において区域の指定は確認されなかった。

8. 2. 6 土壌調査を義務付ける条例等の有無

弘前市において土壌調査を義務付ける条例等は確認されなかった。

8. 3 現地調査

実施日：平成 27 年 10 月 21 日

実施者：株式会社環境工学 乗田聖子、舘山 徹

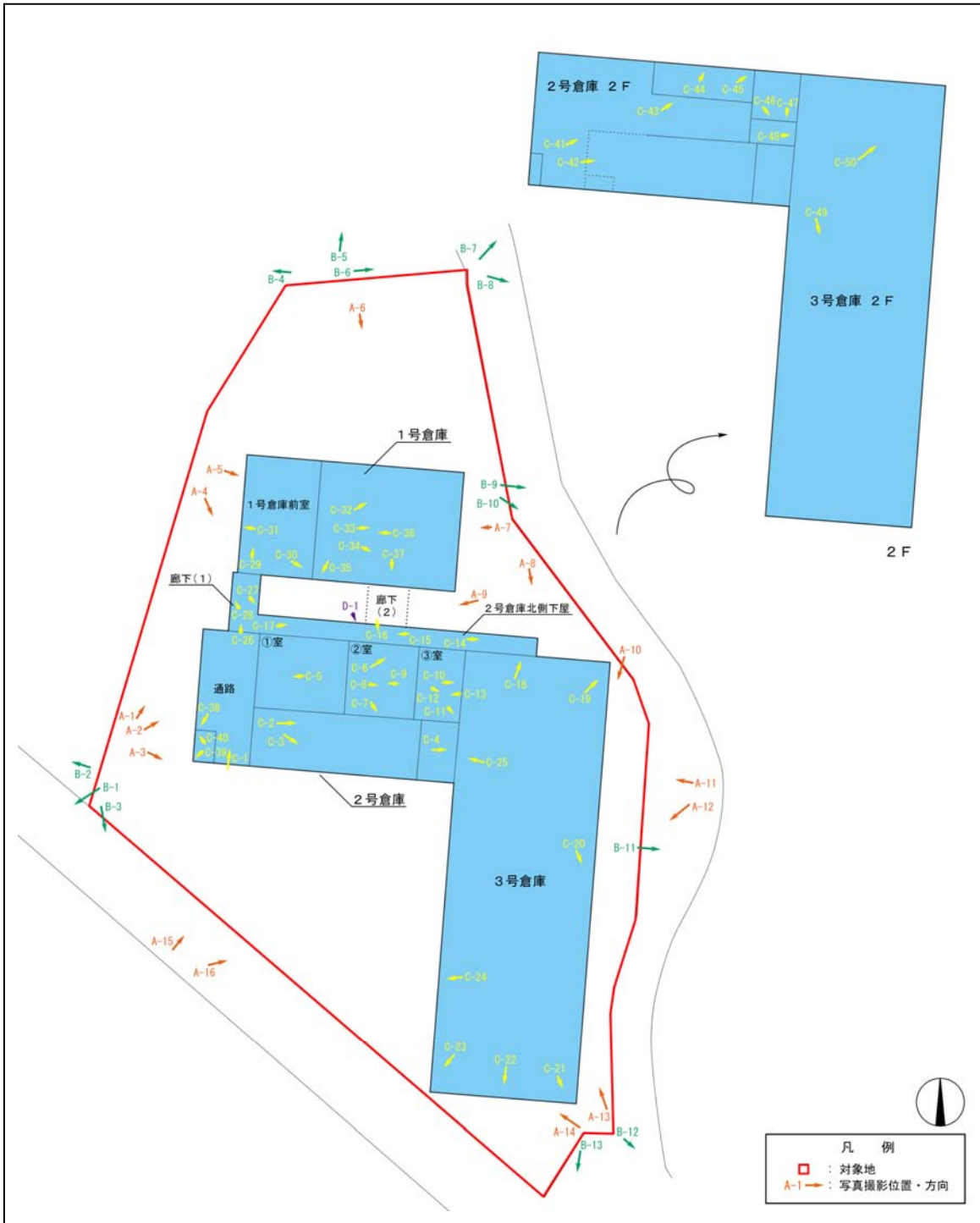


図 5 写真撮影位置図



A-1 1号、2号倉庫：西側



A-2 2号倉庫：西側



A-3 2号、3号倉庫：西側



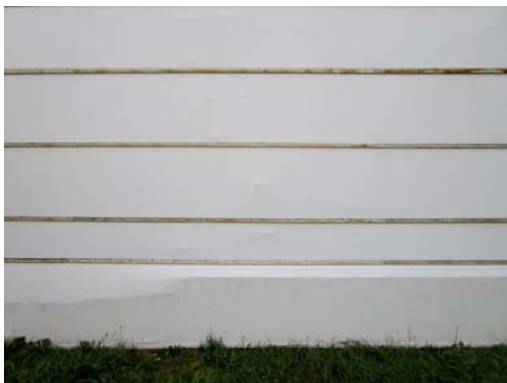
A-4 1号倉庫：西側



A-5 1号倉庫：西側



A-6 1号倉庫：北側



A-7 1号倉庫：東側



A-8 3号倉庫：北側



A-9 廊下跡(1号・2号倉庫間)：東側より



A-10 3号倉庫：東側



A-11 3号倉庫：東側



A-12 3号倉庫：南東方向



A-13 3号倉庫：南東側より



A-14 3号倉庫：南側



A-15 2号、3号倉庫：南側より



A-16 3号倉庫：西側



B-1 南西側：住宅、保育園



B-2 西側：緑地



B-3 南側：住宅、病院



B-4 西側：緑地



B-5 北側：緑地



B-6 東側：緑地、マンション



B-7 北東側：駐車場



B-8 東側：マンション、住宅



B-9 東側：住宅



B-10 南東側：住宅



B-11 東側：住宅



B-12 南東側：薬局、神社



B-13 南側：空地、神社



C-1 2号倉庫：西側通路



C-2 2号倉庫：南側



C-3 2号倉庫：南窓側



C-4 3号倉庫：入口



C-5 2号倉庫：①室 西側



C-6 2号倉庫：②室 北側



C-7 2号倉庫：②室 南側



C-8 2号倉庫：②室 床(タイル)



C-9 2号倉庫：②室 西側



C-10 2号倉庫：③室 東側



C-11 2号倉庫：③室 南東側



C-12 2号倉庫：③室 床(タイル)



C-13 2号倉庫：③室 西側



C-14 2号倉庫北側下屋：東方向



C-15 2号倉庫北側下屋：西方向



C-16 2号倉庫北側下屋：廊下(2)跡



C-17 2号倉庫北側下屋：西端より



C-18 3号倉庫：北側 入口



C-19 3号倉庫：北東側



C-20 3号倉庫：東側



C-21 3号倉庫：南東側



C-22 3号倉庫：南側



C-23 3号倉庫：南西側



C-24 3号倉庫：西側 シャッター



C-25 3号倉庫：2号倉庫への入口



C-26 廊下(1)：南側より



C-27 廊下(1)：東側



C-28 廊下(1)：西側



C-29 1号倉庫前室：南側より



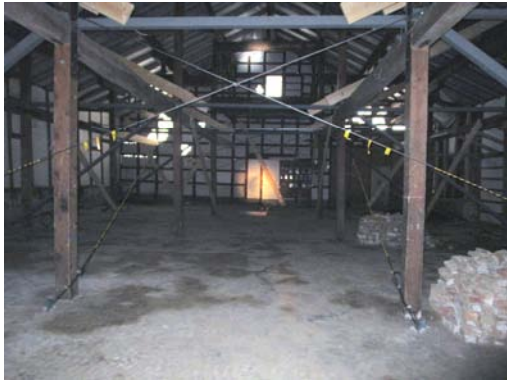
C-30 1号倉庫前室：南東側



C-31 1号倉庫前室：西側



C-32 1号倉庫：北東側



C-33 1号倉庫：東側



C-34 1号倉庫：南東側



C-35 1号倉庫：南西側



C-36 1号倉庫：西側



C-37 1号倉庫：廊下(2)跡 シャッター



C-38 2号倉庫：階段



C-39 2号倉庫：事務室



C-40 2号倉庫：事務室



C-41 2号倉庫2階：北東側



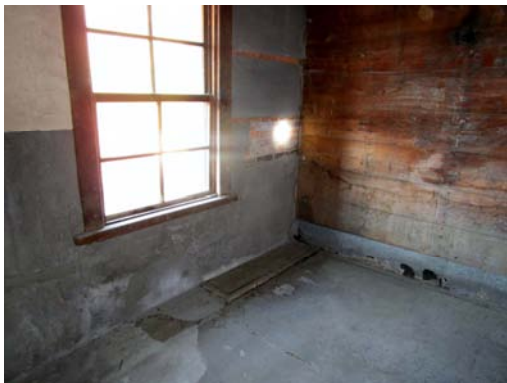
C-42 2号倉庫2階：東側



C-43 2号倉庫2階：第一研究室



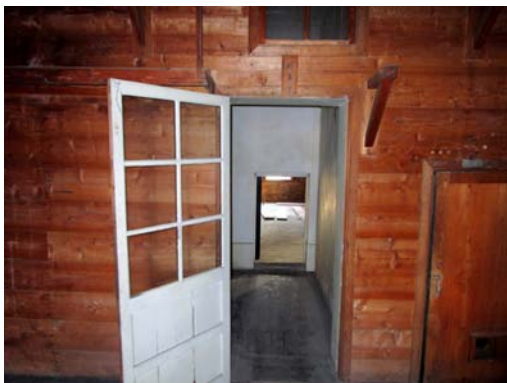
C-44 2号倉庫2階：第一研究室(流し跡か)



C-45 2号倉庫2階：第一研究室 北東側



C-46 2号倉庫2階：培養室



C-47 2号倉庫2階：培養室



C-48 2号倉庫2階：培養室 棚



C-49 3号倉庫2階：南東側



C-50 3号倉庫2階：北東側



D-1 2号倉庫北側：排水口

8. 4 ヒアリング・受領資料調査

8. 4. 1 ヒアリング調査

(1) 旧吉井酒造煉瓦倉庫に関するヒアリング

日時：平成 27 年 11 月 6 日（金）13：00～14：00

場所：吉井酒造 煉瓦倉庫

対応者：吉井酒造株式会社 社長 吉井 千代子 様

聞き取り者：弘前市都市環境部吉野町緑地整備推進室 主査 工藤貴義 様

ヒアリングの確認結果を表 9 に示す。

表9 ヒアリング確認結果（旧吉井酒造煉瓦倉庫）

質問事項	ヒアリング結果
<p>操業時間等について</p>	<p>操業年月、操業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日シードル設立は、昭和29年6月24日。29年秋より機械据付後操業。昭和31年1月8日より朝日シードル発表。朝日シードルの前は日本酒を製造していた。 ・昭和53年9月～平成9年3月、経済連の倉庫（政府米の保管）として使用。 ・平成9年4月以降は使用していない。
<p>地下燃料タンクの有無について</p>	<p>不明。</p>
<p>PCBを含有する電気工作物の有無について</p>	<p>不明。</p>
<p>焼却炉の有無について</p>	<p>不明。</p>
<p>特定有害物質を含む廃棄物の埋設の有無について</p>	<p>不明。</p>
<p>特定有害物質を含む廃棄物の保管の有無について</p>	<p>不明。</p>
<p>敷地内での井戸水の使用の有無について</p>	<p>2号倉庫の北東側に井戸があり、利用していたが、H20年に埋め戻している。</p>
<p>特定施設の設置の有無について</p>	<p>不明。</p>
<p>造成等の記録の有無について（盛土）</p>	<p>不明。</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>
<p>今回の調査の目的</p>	<p>自主測定</p>

(2) 弘前電燈会社に関するヒアリング

日時：平成 27 年 11 月 5 日（木）

場所：電話による確認

対応者：東北電力株式会社弘前営業所 総務課 藤本様

聞き取り者：株式会社 環境工学 乗田聖子

ヒアリングの確認結果は以下の通りである。

吉野町の吉井酒造煉瓦倉庫の土地に明治期に弘前電燈会社が立地していたが、その当時の工場、設備等に関する図面などの資料はあるか問い合わせたところ、弘前電燈会社の歴史に関する資料はあるが、図面等の資料は持ち合わせていないとの回答を得た。

(3) ニッカウキスキー弘前工場に関するヒアリング

日時：平成 27 年 11 月 6 日（金）

場所：電話による確認

対応者：ニッカウキスキー弘前工場 総務部 小島様

聞き取り者：株式会社 環境工学 乗田聖子

ヒアリングの確認結果は以下の通りである。

- ・吉野町の吉井酒造煉瓦倉庫の土地において、S35 年にニッカウキスキー弘前工場となっているが、事業内容に関する資料があるか問い合わせたところ、ニッカウキスキー弘前工場の看板を掲げていたことはある。最初はニッカの商品の瓶詰め作業を行っていたと聞いている。シールドやウキスキーを製造していたかどうかは不明であるとの回答を得た。
- ・吉野町での工場や設備に関する配置図などはあるか問い合わせたところ、そのような資料は持ち合わせていないとの回答を得た。
- ・S40 年に栄町に移って、シールドを製造したのは S47 年とのことだった。

ヒアリング調査の結果、有害物質の使用等は確認されなかった。

8. 4. 2 受領資料調査

- (1) 水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設の届出書類は確認されなかった。
- (2) 消防署への届出書類は確認されなかった。
- (3) PRTR に係わる書類は確認されなかった。
- (4) 労働基準に係る書類は確認されなかった。

8. 5 私的資料調査

受領した「吉野町煉瓦倉庫調査報告書 平成7年、(協)弘前文化財建築研究所」の内容を確認した。

9. 総括

本調査結果は以下のように総括される。

対象地は、明治、大正期には北側及び西側周辺の土地と合わせて利用されており、当初はりんご園や弘前電燈会社の本社、火力発電所が立地していたが、明治後期からは醸造会社となり、福島醸造株式会社の工場、倉庫が建てられていた。その後、S30年代には朝日シールド弘前工場、ニッカウキスキー弘前工場となり、次いでS40年代には吉井酒造株式会社となった。S50年には現存する煉瓦倉庫、居宅を除いて建物が取壊され、煉瓦倉庫は、S53年～H9年の間、政府米倉庫として利用されていた。その後イベント等に使用されていたが、H20年には居宅も取壊され、H27年に弘前市の所有となって現在に至っている。

醸造会社が立地して以降、対象地は酒造工場、倉庫、住宅の敷地として利用されてきた。

(1) 対象地内の土壌汚染の可能性

- ・対象地において有害物質の取り扱いが懸念される事業所として、弘前電燈会社（火力発電所の設置）による土地の利用の可能性が考えられる。ただし、火力発電所が立地していた場所については、当時の写真が確認されるものの詳細な場所が不明あること、また、石炭灰の埋立てに関する資料も確認されなかったことから、有害物質の取り扱いが懸念される事業所としては取り扱わない。
- ・吉井酒造株式会社、東北電力株式会社弘前営業所、ニッカウキスキー弘前工場の方へのヒアリングの結果、対象地の土壌環境に負荷を与える要因は確認されなかった。

(2) 対象地周辺からの二次汚染の可能性

対象地の周辺において有害物質の取り扱いの可能性のある事業所として、一般財団法人医療と育成のための研究所清明会（弘前中央病院）による土地の所有が確認される。ただし、従前より対象地とは道路を隔てて区分されており、周辺からの土壌汚染の可能性は非常に低いと判断される。

(1)、(2)より、対象地は人為的原因（土壌汚染対策法に定める特定有害物質）による土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地と考えられる。

(3) 自然由来の土壤汚染の可能性

- ・既存資料調査の地球化学図によると弘前市において、有害元素のカドミウム、クロム、水銀、鉛、砒素（セレン、ふっ素、ほう素のデータは記載なし）が高濃度で分布する地域はみられない。また、弘前市内で土壤汚染の事例は確認されておらず、土壤汚染対策法に基づく指定地域もない。

(4) 盛土部分に用いられた盛土材料による自然由来の土壤汚染の可能性

- ・現存する建物は大正期に既に建てられており、それ以降の盛土は行われていないと判断される。
- ・当初はりんご園であったことから、工場、倉庫等を建築する際に盛土を行った可能性も考えられるが、詳細は不明である。大正期のことであるので、盛土を行ったとしても近場の土壤を用いるものと推測され、弘前市市街地の近郊の範囲において有害元素のカドミウム、クロム、水銀、鉛、砒素が高濃度で分布する地域はみられないことから、盛土材料による自然由来の土壤汚染の可能性は低いと考えられる。

(3)、(4) より自然由来による汚染のおそれも低い土地と考えられる。